玉掛け用具　作業開始前の点検

クレーン等安全規則 第220条＝その日の作業を開始する前に玉掛用具の異常の有無を点検し、異常があれば直ちに補修する

年月	年　月	班・作業		責任者	
クレーン	移動式クレーン・天井クレーンなど／つり上げ荷重			現場	

日	点検した人	ワイヤロープ	つりチェーン	繊維ベルト・ロープ	フック・シャックル等	使った用具の番号	異常の内容と措置（使用をやめた用具・替えた用具）
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
						異常の数（異常のあった欄）	

玉掛けの作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、ワイヤロープ・つりチェーン・繊維ロープ・繊維ベルト・フック・シャックル・リング等の金具の異常の有無を点検し、異常を認めたときは直ちに補修します（クレーン等安全規則 第220条）。使用してはならない用具は2枚目の下の表のとおりです。 結果は「良」か「異常」を書き、その日に使わない種類の用具は「ー」にします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/tamakake-yogu-tenkenhyo-template/

玉掛け用具　用具の一覧

用具ごとの番号・種類・太さや長さ・使用荷重・使い始めた日・廃棄や交換の記録

番号	種類	太さ・長さなど	使用荷重	使い始めた日	点検色	廃棄・交換など

使用してはならない用具 クレーン等安全規則 第215条〜第218条の各号

ワイヤロープ 第215条	1よりの間で素線（フィラ線を除く）の10%以上が切れている／直径の減少が公称径の7%を超える／キンクした／著しい形くずれ・腐食
つりチェーン 第216条	伸びが製造時の長さの5%を超える／リンクの断面の直径の減少が製造時の10%を超える／き裂がある
繊維ベルト・ロープ 第218条	ストランドが切れている／著しい損傷・腐食がある
フック・シャックル等 第217条	フック・シャックル・リング等の金具が変形している／き裂がある

一覧を確かめた人		**日付**	年　月　日

用具ごとに番号を付け、種類・太さや長さ・使用荷重・使い始めた日を控えておきます。異常のあった用具はその場で使用をやめ、ほかの用具と混ざらないように置き場から外します。点検色（月ごとに巻くテープの色）を使う現場では、その月の色を書いておきます。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/tamakake-yogu-tenkenhyo-template/